

イノベーション創出アクションプラン 策定支援等業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

イノベーション創出アクションプラン策定支援等業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年3月15日（金）まで

3 目的

県内産業界に製造業を核としたイノベーションが生まれやすい環境をつくり、地域経済の持続的発展を目指すため、その実現に向けて必要な施策を検討し、埼玉県として取り組むべき方向性や目標等をアクションプランとして定めることを目的とする。

また、アクションプランの策定と並行して、令和6年度以降の施策展開の基礎とするため、ベンチャーキャピタルを始めとする資金提供元とのネットワークを構築する。

4 業務の概要

(1) 県内産業界の動向や先行事例等の調査

ア イノベーションが期待できる県内の産業分野の調査

アクションプランの策定に必要な情報を把握するため、県内産業の動向や県内に期待できるイノベーション分野等について、調査の手法を提案し、県と協議の上、実施すること。

イ 技術系スタートアップ企業への支援ニーズ等のアンケート調査

アンケートの質問項目や調査対象の選定基準等について提案し、県と協議の上、300社以上へ実施すること。

また、県が過年度に支援した企業に対してもアンケート調査を実施すること。

ウ 企業及びステークホルダーの意見等調査

県内産業界にイノベーションが生まれやすい環境をつくるための施策を検討するにあたり、その関係者となり得る県内・首都圏を中心とした以下のステークホルダーに対して、県の施策手法に係る意見聴取を行うため、調査対象や調査件数、意見聴取の項目等について提案し、県と協議の上、50件以上へ実施すること。

(ア) 技術系スタートアップ企業

(イ) ベンチャーキャピタル（独立系、金融系、CVC、政府系、海外系等）

※提案に当たっては、調査対象とする出資ラウンドやリード等のスタンス、得意とする分野（バイオ等）等のバランスを考慮すること。

(ウ) スタートアップ・エコシステムに係る業界団体、組織等

- (工) 産業支援に関わる企業、金融機関等
- (オ) 大学・研究機関
- (カ) 国・国機関（N E D O）等

エ 先行事例調査 5例程度

県のアクションプラン策定のエビデンスとするため、スタートアップ・エコシステムの構築など、国内の自治体等においてイノベーションの創出に取り組む先行事例について、取組の理念・方向性や取組の経緯、支援内容、支援実績等について調査を実施すること。

調査対象、調査手法等について提案し、県と協議の上、実施すること。

(2) アクションプランの策定支援

(1) を踏まえ、県の現状や取り組むべき方向性、目標、支援メニューマップ等を定め、令和6年度以降の施策展開のスケジュールなどを盛り込んだアクションプランの原案を作成し、令和6年2月末までに提出すること。

なお、令和5年9月末までに実施した調査結果を踏まえ、令和6年度以降に必要な施策などに関する中間報告書を作成し、令和5年9月15日（金）までに提出すること。

なお、アクションプラン案の作成に当たっては以下の点を踏まえること。

- ア 県のイノベーション創出における基本的な考え方やその必要性
- イ 県としての目指すべき姿や方向性
 - クロスSWOT分析やPPM分析等の手法により、県の現況を分析して整理すること
- ウ 具体的な目標（定性的・定量的）
- エ 企業の成長ステージに応じた施策の体系化

(3) 支援ネットワークの構築

(1) イ・ウで実施する調査等において、今後県で施策を展開していく際に、特にウ（イ）との協力関係を構築するため、以下について提案し、県と協議の上、実施すること。

- ア 交流イベントの開催 3回程度
 - 例：県内での事業展開に興味をもつ企業等とVCとのマッチングイベント
- イ 協力関係の構築

5 成果品

成果品	提出期限
中間報告書	令和5年9月15日（金）
基本計画（骨子案）	令和6年2月29日（木）
業務委託報告書（基本計画の原案を含む）	令和6年3月15日（金）

成果品の提出方法は県と協議の上、決定する。

6 留意事項

- (1) 本業務の進捗状況等の確認を行うための会議として、概ね契約を締結した月から令和6年2月までの間で月1回程度の定例会議を開催することとする。また、

業務の進捗状況については、適宜県に報告すること。

- (2) 適切な事業推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、業務実施に当たっては、随時県及び関係者と打合せをすること。
- (3) 本委託業務の遂行により知り得た個人及び法人等の情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (4) 本委託業務の遂行により知り得た情報等は、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (5) 本委託業務の遂行により知り得た情報等を複写又は複製してはならない。
- (6) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。
- (7) 本委託業務のすべてを第三者に委託してはならない。
- (8) 業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、別途協議の上定めることとする。